

答申第 1170 号
諮詢第 1827 号
件名：微罪報告書等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記 1 の開示請求に係る行政文書について作成又は取得していないとして不開示としたこと、及び別記 2 の開示請求に係る行政文書について愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 29 条の規定により条例の規定が適用されない行政文書に該当するとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

（1） 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が条例に基づき令和 6 年 11 月 21 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 12 月 4 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

（2） 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

（1） 本件処分の内容及び理由

ア 行政文書開示請求の受付

令和 6 年 11 月 21 日、審査請求人が愛知県警察本部情報公開窓口において、行政文書開示請求書を提出したため、処分庁はこれを受け付けた。

当該開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項には、

- ① 微罪報告書
- ② 微罪処分手続書
- ③ 微罪処分事件報告書

稻沢署の令和 6 年 10 月分に限る

（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

と記載されていた（以下、この記載を「本件開示請求」という。）。

イ 本件処分

処分庁は、別記 1 及び別記 2 の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）については、愛知県稻沢警察署（以下「稻沢

警察署」という。)が保管する文書で、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。)第246条ただし書き及び同法第193条第1項を根拠とする検察官の指示に基づく刑事事件の不送致処分(以下、この不送致処分を「微罪処分」という。)に関する書類のうち本件開示請求に記載された名称の様式で作成されたものであって、令和6年10月中に作成されたものと解した。しかしながら、「微罪報告書」という名称の様式を定めた規定はなく、本件開示請求に合致する行政文書は存在しないため、条例第11条第2項の規定により不開示とする旨の決定とした。

「微罪処分手続書」及び「微罪処分事件報告書」については、刑訴法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号、以下「情報公開法」という。)の適用を受けない文書となるため、条例第29条の規定により条例の適用除外となる。そのため請求対象となった全ての文書について開示されないことから、「微罪処着手続書」及び「微罪処分事件報告書」についても、条例第11条第2項の規定により不開示とする旨の決定とし、本件処分を行った。

ウ 条例第29条該当性について

上記イのとおり、本件開示請求のうち、「微罪処着手続書」及び「微罪処分事件報告書」については刑訴法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の適用を受けない文書となるため、条例第29条の規定により条例の適用除外とした。

刑訴法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、同法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件について作成された書類を表し、書類の性質・内容如何を問わず、意思表示的書類・報告的書類はもとより、手続関係書類・証拠書類も含まれると解される。

「微罪処着手続書」及び「微罪処分事件報告書」は刑事司法手続の一環である捜査の過程において作成・取得されるものであるから、上述のとおり「訴訟に関する書類」に該当するものであるが、微罪処分をしたとしても、その後の検察官の指示等により、通常の手続により事件送致することもあり得ることからも、「訴訟に関する書類」という性質を失うものではない。

したがって、本件開示請求のうち「微罪処着手続書」及び「微罪処分事件報告書」については条例第29条の適用除外規定に該当するものである。

(2) 審査請求人の主張の失当性

ア 微罪報告書について

審査請求人は審査請求書において「微罪報告書」なる名称の様式の文書が稻沢警察署に存在するため開示を求める旨主張している。しかしながら上記(1)イで述べたとおり、このような名称の様式を定めた規定はなく、「微罪報告書」は存在しない文書であることから、審査請求人の主張は失当である。

イ 「私が記載したもの」について

審査請求人は、本件請求対象の文書のうち1件の事件について自らが当事者であると主張し、審査請求人が事件当事者という特別の地位にあることを考慮して開示を決定すべき旨を主張している。しかしながら、条例ではこのような開示請求者の事情を斟酌して開示を決定すべき旨の規定はなく、さらに、上記(1)イで述べたとおり、本件開示請求のうち、「微罪処分手続書」及び「微罪処分事件報告書」は条例の適用を除外されている文書であることから、審査請求人の主張は理由がなく失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、稻沢警察署が保管する文書で、微罪処分に関する書類のうち本件開示請求書に記載された名称の様式で作成されたものであって、令和6年10月中に作成された文書であると解される。

処分庁は、別記1の開示請求に係る行政文書については不存在による不開示決定をしており、別記2の開示請求に係る行政文書については条例第29条に該当するとして不開示決定をしていることから、別記1の開示請求に係る行政文書の存否及び別記2の開示請求に係る行政文書の条例第29条該当性について検討することとする。

(2) 別記1の開示請求に係る行政文書の存否について

処分庁によれば、「微罪報告書」という名称の様式を定めた規定はなく、別記1の開示請求の内容に合致する行政文書は存在しないことである。

当審査会において検討したところ、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められず、別記1の開示請求に係る行政文書については作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 別記2の開示請求に係る行政文書の条例第29条該当性について

ア 刑訴法第53条の2第1項は、訴訟に関する書類については、情報公開

法の規定を適用しない旨を規定しているところ、同項に定める訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得された書類及び刑訴法に基づき捜査機関が差押え又は領置したものであると解される。

刑訴法第53条の2が訴訟に関する書類につき情報公開法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類は類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねることとしたものである。

条例第29条は、法令の規定により情報公開法の規定が適用されない行政文書については条例の規定を適用しない旨を規定しており、その趣旨は、開示・不開示の取扱いが個別法の制度の中で体系的に整備されているとして、法令の規定により情報公開法の適用がされないもののうち、実施機関が管理する行政文書については、同法との整合性を図る必要があることから、条例の規定を適用しないこととしたものである。

イ 処分庁によれば、微罪処分とは、刑訴法第246条ただし書及び同法第193条第1項を根拠とする検察官の指示に基づく刑事事件の不送致処分のことをいうが、微罪処分となった事件であっても、その後の検察官の指示等により、通常の手続により事件送致することもあり得ることから、「訴訟に関する書類」という性質を失うものではないことである。

そして、別記2の開示請求に係る行政文書は、刑事司法手続の一環である捜査の過程において作成又は取得されるものであり、これらの文書は、刑訴法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の適用を受けない文書となるため、条例第29条の規定により条例の適用除外となることから、別記2の開示請求に係る行政文書について不開示決定を行ったとのことである。

ウ これらを踏まえ、当審査会において検討したところ、微罪処分であっても刑事司法手続の一環であることから、別記2の開示請求に係る行政文書は、捜査機関が被疑事件又は被告事件の捜査の過程で作成又は取得した文書であり、刑訴法第53条の2で規定する「訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。

エ したがって、別記2の開示請求に係る行政文書は、条例第29条の規定により条例の規定が適用されない行政文書に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

① 微罪報告書
稻沢署の令和6年10月分に限る
(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

別記2

② 微罪処分手続書
③ 微罪処分事件報告書
稻沢署の令和6年10月分に限る
(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年　月　日	内　容
7. 2. 19	諮詢（弁明書の写しを添付）
7. 11. 28 (第717回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同　　日	審議
7. 12. 12 (第718回審査会)	審議
8. 1. 27	答申